区分	書類一覧	備考
作成書類	(Form 1) 願書	必須
	(Form 2) 自己紹介書	必須
	(Form 3) 学業計画書	必須
	(Form 4) 推薦書1部	必須
	(Form 5) 応募者同意書 及び個人情報収集・利用同意書	必須
	(Form 6) 健康セルフチェックリスト	必須
証明書類	国籍を証明する書類(応募者とその父母)及び家族関係を証明する書類	必須
	高校を卒業したことを証明する書類	必須
	高校の成績を証明する書類	必須
	韓国国籍からの離脱を証明する書類	該当者のみ必須
その他の書類	有効期限内のTOPIKの成績表(原本)又は公式に認定された英語の成績表(コピー)	選択
	受賞歴を証明するもの(コピー)	選択
	パスポート(コピー)	該当者のみ必須

提出書類	注意事項
国籍を証明する書類及び家族関係	-①応募者とその父母の家族関係と②応募者とその父母の国籍を全て証明することができるように、日本政府が発行する家族関係証明書(戸籍謄本)又は出生証明書等を提出すること ・父母の離婚、死亡等により証明書に記載されていない場合、提出できない理由を証明すること(例: 離婚証明書、死亡証明書等) ※ 国籍及び家族関係を証明する書類の例

提出書類	注意事項
を証明する書類	・(応募者とその父母が同じ戸籍である場合) 応募者(本人)の戸籍謄本 ・(応募者とその父母の戸籍が異なる場合) 応募者(本人)の戸籍謄本と応募者の父母のパスポートのコピー ・(応募者とその父母の戸籍が異なり、父母がパスポートを所持していない場合) 応募者(本人)の戸籍謄本と父母の戸籍謄本 - 提出した証明書に、国籍(Nationality, Citizenship等)が記載されていない場合、応募者とその父母のパスポートのコピー(有効期限内)を補完資料として追加で提出すること ・証明書に記載された民族(Ethnic)、出生地(Birth Place)、居住地等は国籍として認めない。パスポートのコピー(有効期限内)を補完資料として追加で提出すること ・パスポートのコピーの提出が難しい場合、国籍が明記された政府発行の書類又は身分証のコピーを補完資料として追加で提出すること ※ 補完資料として追加で提出した書類が信頼できない場合、審査において不利益を被ることがある
卒業を証明する書類	- 高校から公的に発行された卒業日(又は卒業月)が記載されている卒業証明書、学位証明書、学位記等を提出すること
成績を証明する書類	- 高校から公的に発行された書類を提出すること - 提出した成績証明書のCGPAが、4.0、4.3、4.5、5.0Scale又は100Point Scaleを用いていない場合は、変換成績表を補完資料として追加で提出すること ・変換成績表は出身校が公式的に保証(公印押印)する場合に限り、有効である(アポスティーユ又は領事認証は必要ない) ・scholaro.com、wes.org等から出力した変換成績表の場合、出身校が公的に保証(公印押印)する場合に限り、有効である(アポスティーユ又は領事認証は必要ない) ※変換成績表を提出しない場合、応募者の学業能力や、応募資格を満たしているかどうかの判断ができない -成績証明書の成績欄に学期又は学年単位のGPAが記載されていなくても、全ての学年の総点のCGPAが記載されていれば書類として認める ・この場合、応募者の成績欄にはCGPAのみ記載すること -編入した学生の成績証明書に編入前の成績が記載されていない場合、編入前の学校の成績証明書を追加で提出すること
韓国国籍からの離脱を証明する書類	- 該当者に限り必須で提出すること -国籍離脱が完了した旨と日付を確認することができる韓国政府発行の文書のみ認め、受付証や申請書等は認めない